

低公害車の導入をお考えの事業者のみなさまへ

～低公害車導入促進補助金のご案内～

低公害車導入促進費補助金について

愛知県では、環境への負荷が少ない低公害車の普及を促進するため、事業者が低公害車を導入する場合の経費の一部を補助しています。

低公害車を導入する旅客・貨物運送事業者、中小企業者、学校法人等に対し、一般車両との差額の1/2以内（ただし、使用過程車の天然ガス車への改造については、改造費の1/3以内、ハイブリッド乗用車は上限5万円）を補助します。



申請いただける方は？

- ・ 旅客・貨物運送事業者
- ・ 中小企業者
- ・ 学校法人等
- ・ 自動車リース事業者

※中小企業者：以下のいずれかに該当する方

- ・ 資本金3億円（小売・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円）以下の法人
- ・ 従業員が300人（小売業では50人、卸売業・サービス業では100人）以下の法人又は個人
- ・ 「中小企業団体の組織に関する法律」、「農業協同組合法」、「水産業共同組合法」で定める各組合

※学校法人：学校教育法に規定する学校等

対象となる車種は？

- ・ CNGトラック・バス（使用中ディーゼル車のCNG車への改造含む。）
- ・ 優良ハイブリッドトラック、バス
- ・ 電気自動車
- ・ クリーンディーゼル自動車
- ・ ハイブリッド乗用車

※ただし、ハイブリッド乗用車は旅客自動車運送事業又はレンタカー事業（事業としてのカーシェアリングを含む。）の用に供する場合に限ります。

詳細は・・・

「ネットあいち」低公害車導入促進費補助金 Web ページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/000021492.html>

《お問い合わせ先》

〒460-8501

愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室

自動車環境グループ

電話：052-954-6217（ダイヤルイン）